

令和5年度第3回千葉県歯・口腔保健審議会 開催結果

- 1 日時 令和6年3月18日（月）午後6時00分から午後7時00分まで
- 2 場所 ホテルプラザ菜の花 4階 「楨1～2」
- 3 出席者
委員：総数15名中14名出席
鵜澤会長、大河原副会長、鹿間委員、澁川委員、杉浦委員、高澤委員、服部委員、平野委員、和田委員、木原委員、小原委員、有川委員、石橋委員、小宮委員
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶
 - (3) 議事
 - ①第3次千葉県歯・口腔保健計画（案）について
 - ②令和6年度事業計画について
 - (4) その他
 - (5) 閉会

(1) 第3次千葉県歯・口腔保健計画（案）について

○鵜澤会長

それでは、議事の第3次千葉県歯・口腔保健計画（案）に入ります。事務局から資料1-1から1-5について、説明をお願いいたします。

○事務局

資料1-1から1-5について事務局から説明。

○鵜澤会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご意見等を頂戴したいと思います。かなり多方面からレビューいただいて、素晴らしいものになっているかと思いますが、何かお気づきの点がございましたら、ご意見をお願いいたします。

○小宮委員

パブリックコメントの4項目で、周術期の口腔ケアに加えて、術前の歯科受診、歯科治療が重要とのことですが、修正内容が時点の問題ではなく、口腔機能管理というケアの内容を追記するという事になっているので、ご説明をお願いします。

○事務局

本文の40ページの内容になります。61ページの用語解説28番に書いてありますが、周術期は、手術中だけでなく術前から術後の一連の期間の総称となっていますので、そのような意味も含めて周術期という言葉を使わせていただいています。

○小宮委員

はい。ありがとうございました。

○鶴澤会長

他にいかがでしょうか。他になさそうでしたら、異論はないようですので、適当である旨答申することといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○鶴澤会長

では続きまして、計画策定の今後のスケジュールについて、よろしく申し上げます。

○事務局

第3次千葉県歯・口腔保健計画につきましては、お手元に配布してあります別添2のロジックモデルをもとに、PDCAに沿って進めてまいります。また策定につきましては、内部手続きを進め、3月末をめどに決定し、4月に公表してまいります。その後、関係機関に計画を送付するとともに、ホームページ等で広く周知してまいります。

○鶴澤会長

ありがとうございます。次に報告として、令和6年度歯科保健関係予算案について事務局の方から資料3の説明をお願いいたします。

○事務局

資料3、令和6年度千葉県歯科保健関係予算をご覧ください。次年度事業につきまして説明させていただきます。令和6年度に実施する事業は、全部で17事業あります。令和5年度と変更はありません。事業ごとに5つの項目に整理をしています。

(1) 県民への普及啓発事業として、3事業、(2) 在宅歯科保健医療を推進するための事業として3事業、2ページ目に移りまして、(3) 障害児(者) 歯科保健を推進するための事業が3事業、(4) 医療・介護専門職への研修事業として5事業、(5) 地域の状況に応じた歯科保健施策を推進するための事業として3事業となっており、予算額は全部で1億1,149万8,000円となっています。時間の関係で詳しい説明は割愛させていただきますが、本事業で昨年から拡充となった事業について説明します。

2ページ目の(4) 口腔がん等普及啓発・研修事業の予算額が100万円の増額となり、600万円となっています。普及啓発事業の一環として実施される集団口腔がん検診の実施回数の増加分が拡充部分となっています。説明は以上となります。

○鶴澤会長

ありがとうございました。只今ご説明いただいた件につきまして、何かご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。お願いいたします。

○高澤委員

ご説明ありがとうございます。6年度から新しい計画が推進されていきますが、改めて予算を見ますと、新規の事業はなく拡充が口腔がんの事業という説明がございました。改めて新しい計画を立てて、何が変わったのかというところが今ひとつと感じました。事業だけが全てではないですが、千葉県らしさをだした計画を策定するというところで審議して、なかなか意見も出さきれないところもありましたけれども、改めて事業とこの新しい計画の関係性について、もう少し説明いただけるとありがたいと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。確かに事業はそれほど変わっていないですが、「県民の行動目標」を新しい計画の目玉としています。まずは、この普及啓発をしっかりやっていきたいと考えています。今は詳細を申し上げられませんが、様々な企業と連携して、普及啓発を大々的に行っていきたいと考えています。今後、他の事業についても庁内で議論を進めながら検討してまいりたいと思っています。今後、詳細がはっきりしましたら皆様にもご周知させていただきたいと思っております。

○高澤委員

ありがとうございます。国では、「自然に健康になれるまちづくり」ということで、健康は個人の責任ということではないという方向になっている中、県民にすべて任せられるような形ではなく、もう少し具体的なところを示していただいた方が良かったのかなと思いました。でも、そのようなお考えがあるということで、ぜひ一緒にやっていければよいと思います。

○鵜澤会長

大変貴重なご意見ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

○服部委員

(3) 障害児(者)の歯科保健を推進するための事業、2番目です。障害のある施設入所児(者)は、幼稚園、保育園、子ども園が対象と考えてよろしいですか。それとも別ですか。私の近隣市でこのようなものを受けた記憶がないので、ご質問いたしました。

○事務局

障害福祉事業課でございます。ここで言っている障害のある施設入所児(者)というのは、障害者施設であって、保育園・認定こども園は含まれておりません。

○服部委員

現在、保育所・こども園では医ケア児も含めて、発達障害のある子どもたちを、保護者が歯科医院に連れて行くのが至難のわざなので、県の事業ですが各市町村と連携していただきたい。地元歯科医師会の努力で、過去に巡回診療していただいたこともあります。私たち保育士・保育教諭はどこまで手を出し

てよいのかというところがあります。小児歯科医の中には、とても熱心に取り組んでいる先生もおりますが、そこに子どもたちが集中するとその先生だけがとても大変になるので、保育所・保育教諭向けの研修もタイアップできたらよいと思うので、今後検討していただけたら大変助かると思っております。

○鵜澤会長

ありがとうございます。他にどうぞ。

○石橋委員

県民への普及啓発事業の中で、フッ化物洗口普及事業に200万円の予算がついています。計画本文の4番目のフッ化物洗口の実施状況を見ると、23市町村が実施していますので、実施していない市町村に重点的に普及啓発事業の予算を使っていく方がよいと思います。

○事務局

ご意見、ありがとうございます。ご参考にさせていただきます。

○鵜澤課長

他にどうぞ。

○有川委員

非常にまとまっていると思いますが、高澤委員の話と少しかぶりますが、ぜひ千葉県らしさということで、「いい歯の日」普及啓発事業に入っていると思いますが、妊婦歯科保健についても、引き続きよろしくお願いします。

○鵜澤会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○杉浦委員

先ほど石橋委員が質問していましたフッ化物洗口普及事業に関しまして、本来は市町村で行う事業と思っていたのですが、県が予算をとって実施していただけるのはすばらしいと思います。200万の予算だとフッ化物洗口液を作製してうがいしていただくのに、予算的に少し足りないというのが正直なところだと思います。今現在、具体的にどのようなことを行っているのかを教えてくださいませんか。

○事務局

現在、150万円を千葉県歯科医師会、50万円を千葉県歯科衛生士会に委託しています。県歯科医師会事業では、必要な市町村に手挙げ方式でフッ化物洗口の協力をしていくという方式で行っています。

○杉浦委員

詳しいことは、歯科医師会でなければわからないということですね。具体的に何をやっているのでしょうか。

○大河原委員

この事業は、先ほど実施していない市町村にてこ入れした方がよいという意見がありましたが、フッ化物洗口にはまだ賛否あって、なかなか強制もできないため、事業を実施するにあたって満遍なく、すぐにというわけにはいかないんですね。そのため、希望のある自治体に限り行っているという形をとっています。

○事務局

フッ化物洗口を含むフッ化物応用については、今回の計画から推進するとはっきり明記させていただきます。予算的にはこの状況ですけど、今後どのような方法で推進をしていくのかは、よく検討のうえ、予算増が必要であれば内部で交渉していきたいと思っております。本日ご意見いただいたことを参考に、我々としても努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○鵜澤会長

他にいかがでしょうか。

○澁川委員

先ほどの服部委員のご意見と少しかぶるところがございます。障害のある方たちが通っている事業所とか、事業所の職員に対しても是非とも歯磨きの指導をお願いしたいということと、歯科医師会からは、障害のある方を受け入れてくださるお医者さんの情報を流していただいておりますが、県では障害のある方を受け入れてくださる各地の歯医者さんの情報を把握していらっしゃるのでしょうか。

○事務局

第1回目の審議会でも同様の質問がありましたが、県としても県歯科医師会と協力して、どの地域で障害者に対応する歯科診療所があるかがわかるように、ホームページに掲載をしております。

○澁川委員

どこから入れればいいですか。まず県ホームページのトップからですか。

○事務局

県のホームページからも入れますし、県歯科医師会からも入れます。県のホームページから県歯科医師会にとぶようになっています。わからない場合は、電話していただければ調べさせていただきます。

○澁川委員

わかりました。歯科医師会の方はすぐに探せたのですが、同じものということなんですね。

○事務局

今おっしゃったように障害児（者）に対応する歯科医療機関はまだまだ少ないので、今後も県では、障害児（者）に対応する歯科医師を育成する事業を継続し、対応歯科医療機関が増えることを目標としていきます。

○澁川委員

よろしくをお願いします。

○鵜澤会長

他にいかがでしょうか。

○高澤委員

先ほどのフッ化物洗口の続きですが、都道府県によっては県の計画に、幼児期・学齢期のむし歯予防のために、フッ化物洗口の施設数などに関して数値目標を出しているところも多いです。先ほどおっしゃっていただいたように、今回の計画で千葉県がこの推進という言葉を入れていただいたことは、大きな1歩だと思いますので、今後は実施施設数や実施市町村数等に対する数値目標もぜひご検討いただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。検討してまいります。

○鵜澤会長

他にいかがでしょうか。

○平野委員

保健医療福祉関係者の役割の中で、介護支援専門員や訪問看護師が入っていますが、医療介護専門職への研修事業（資料3）の（4）医療・介護専門職への研修で、実際どのような研修を想定しているのかを1点お聞かせ願えますか。

○事務局

本事業も、歯科医師会に委託して行っておりますが、口腔機能をどのように回復させたらよいかという基礎知識を多職種の方に理解してもらうために、歯科医師・歯科関係職の先生方に講師をしていただいて、よりよい口腔機能・口腔ケアを身につけられるような研修をしているところです。

○平野委員

歯科衛生士会の方からインフォメーションがありますか。

○事務局

歯科医師会の方からです。

○平野委員

わかりました。もう1点、青壮年期の16歳から29歳に対する歯科疾患の予防において、資料1-4に書いてあるライフコースアプローチに関してですが、大学生に対してアプローチする予定なのでしょうか。

○事務局

大学生に対しては難しいところで、学校保健法で大学生への歯科健診は義務化されていません。ただ、本年度から大学生ではありませんが、健康増進事業内の歯周疾患検診において、国の方で、20歳、30歳を対象年として拡大しますので、今後大学生に対しても何かできればよいとは思っています。

○平野委員

ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○鵜澤会長

私も口腔がんや口腔外科の立場から救急のことを聞きたいのですが、時間も差し迫っていますので、この辺でご容赦いただければと思います。よろしいでしょうか。そうしましたら事務局の方から、令和5年度千葉県歯科保健実態調査についてのご説明をよろしく願いいたします。

○事務局

令和5年度千葉県歯科保健実態調査について事務局から説明。

○鵜澤会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

以上で本日予定されていた議事すべてが終わったわけですが、委員の先生方からこの場でお知らせしておきたいことがございましたら、ご発言いただきたいと思います。どうしてもここで、言っておきたいということは、ございませんでしょうか。

それでは時間もまいりましたので本日はこれで終わりにしたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

鵜澤会長ありがとうございました。以上をもちまして、千葉県歯・口腔保健審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。